

ID: 1565

担当部署: ふるさと整備課

<b>処分の概要</b>	都市再生歩行者経路協定の変更認可（法第72条の2第2項において準用する都市再生整備歩行者経路協定を含む。）		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再生特別措置法 第45条の5第1項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第22号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第45条の5の規定による。                  (都市再生歩行者経路協定の変更)</p> <p>第45条の5 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成22年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日